

証券コード：6859

Quality is more than a word

ESPEC

第63回

定時株主総会招集ご通知

日 時 平成28年6月24日(金)午前10時

場 所 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル大阪5階八重の間
(末尾の会場ご案内図ご参照)

【議決権行使期限：平成28年6月23日(木)午後5時まで】

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件

エスペック株式会社

株 主 各 位

大阪市北区天神橋3丁目5番6号

エスペック株式会社

代表取締役社長 石 田 雅 昭

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

このたびの熊本地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内（詳細は42頁をご覧ください。）

株主総会に
ご出席いただける
場合



会場受付に
ご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場
受付にご提出ください。

株主総会に
ご出席いただけない
場合



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）
午後5時までに到着するようご返送ください。



インターネット

パソコンまたはスマートフォン等から議決権行
使専用サイト（<http://www.it-soukai.com>）に
アクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙
に記載されたログインID、仮パスワードをご利用
になり、画面の案内に従って平成28年6月23日
（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否を入
力してください。

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番50号
帝国ホテル 大阪 5 階 八重の間（末尾の会場ご案内図ご参照）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第63期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

以 上

-
1. 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.espec.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取り扱いさせていただきます。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いさせていただきます。

1. 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、米国の堅調な景気拡大や円安・原油安を背景とした企業の収益改善などにより回復基調が継続いたしました。一方で、中国経済の減速や地政学リスクなど世界経済への影響が懸念される状況となりました。

当社の主要顧客におきましては、自動車関連メーカーでは積極的な投資が継続するとともに、エレクトロニクス関連メーカーでも投資意欲の改善が見られました。

こうした中、当社は、重点市場と位置付けている中国・東南アジアにおいて営業活動を強化するとともに、エコカーを中心とするエネルギーデバイス市場や医薬品などのライフ市場の開拓を進めてまいりました。

こうした結果、当期の経営成績につきましては、前期比で受注高は10.0%増加し39,903百万円、売上高は16.0%増加し39,035百万円となりました。利益面につきましては、営業利益は33.2%増加し3,521百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は13.8%増加し2,410百万円となりました。

	前期 (第62期) (百万円)	当期 (第63期) (百万円)	増減率 (%)
受 注 高	36,287	39,903	10.0
売 上 高	33,661	39,035	16.0
営 業 利 益	2,643	3,521	33.2
経 常 利 益	3,044	3,570	17.3
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,118	2,410	13.8

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

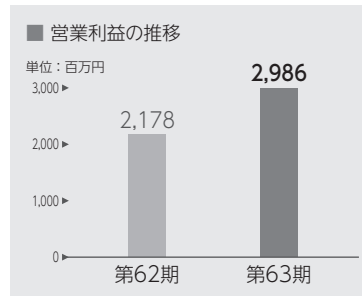
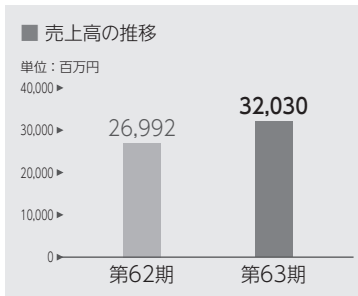
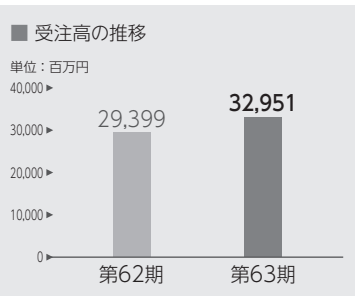
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

□ 装置事業

受注高 32,951 百万円
前期比 12.1% 増 

売上高 32,030 百万円
前期比 18.7% 増 

営業利益 2,986 百万円
前期比 37.1% 増 



環境試験器につきましては、国内市場では、汎用性の高い標準製品が好調に推移するとともに、恒温恒湿室ビルドインチャンバーやカスタム製品も自動車市場を中心に好調に推移いたしました。海外市場では、米国・中国・東南アジアを中心に輸出が堅調に推移し、米国・中国子会社が好調に推移いたしました。こうした結果、環境試験器全体では受注高・売上高ともに前期比で増加いたしました。

エネルギーデバイス装置につきましては、車載用二次電池の充放電評価装置やパワー半導体の評価装置の受注獲得に注力し、受注高は前期並みとなり、売上高は前期比で増加いたしました。

半導体関連装置につきましては、スマートフォン関連メーカーからの受注が堅調に推移し、受注高・売上高ともに前期比で増加いたしました。

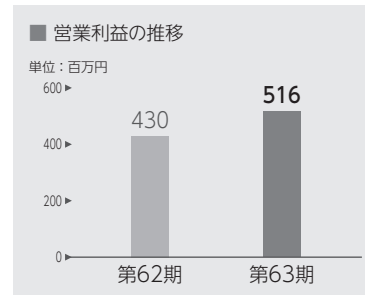
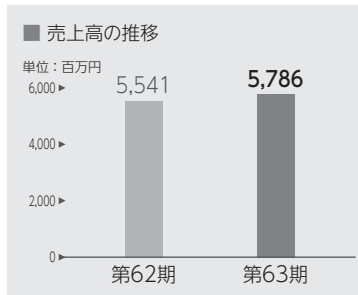
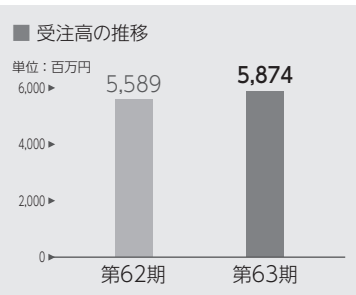
こうした結果、装置事業全体では、前期比で受注高は12.1%増加し32,951百万円となり、売上高は18.7%増加し32,030百万円となりました。営業利益につきましては、売上高の増加により前期比で37.1%増加し2,986百万円となりました。

□ サービス事業

受注高 5,874百万円
前期比 5.1% 増 

売上高 5,786百万円
前期比 4.4% 増 

営業利益 516百万円
前期比 19.8% 増 

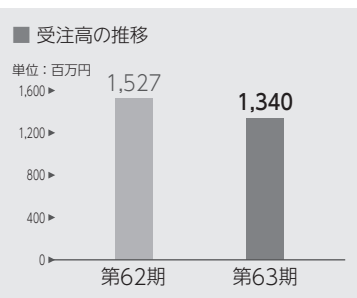


アフターサービス・エンジニアリングにつきましては、受注高・売上高ともに前期並みとなりました。受託試験・レンタルにつきましては、自動車市場において主力のテストコンサルティングが堅調に推移し、受注高・売上高ともに前期比で増加いたしました。

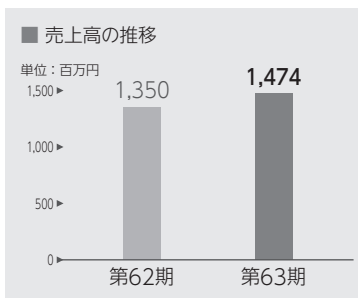
こうした結果、サービス事業全体では、前期比で受注高は5.1%増加し5,874百万円、売上高は4.4%増加し5,786百万円となりました。営業利益につきましては、販管費の減少などにより、前期比で19.8%増加し516百万円となりました。

□ その他事業

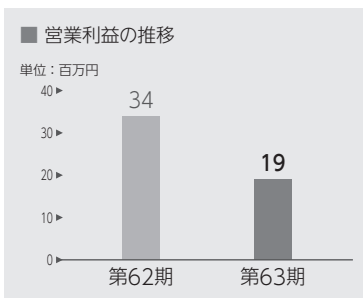
受注高 1,340百万円
前期比 12.2% 減



売上高 1,474百万円
前期比 9.2% 増



営業利益 19百万円
前期比 44.1% 減



その他事業につきましては、子会社であるエスペックミック株式会社の森づくりや植物工場事業が堅調に推移し、受注高は好調であった前期比で12.2%減少し1,340百万円となりましたが、売上高は9.2%増加し1,474百万円となりました。営業利益につきましては、研究開発費の増加などにより前期比で44.1%減少し19百万円となりました。

□ その他の企業活動

当社は「企業は社会の公器である」という考えのもと、さまざまな企業活動を通じてステークホルダー（利害関係者）のみなさまと互いに価値を交換し合い、共に歩むことで持続的な企業価値の向上を目指しております。

環境経営への取り組みといたしまして、当社は平成19年度より、地球温暖化対策の一つである「みどりのカーテン」の普及活動を推進しております。「みどりのカーテン」の植付け・効果測定を行う講座や普及活動のリーダーを育成するセミナーは、累計で5,300名を超える方々に受講していただきました。宮城県気仙沼市の仮設住宅においては入居者のみなさまとともに、震災以降5年目となる「みどりのカーテン」の植付けを行いました。

宮城県岩沼市で開催された「第3回 千年希望の丘植樹祭 2015」では、昨年に引き続き子会社のエスベックミック株式会社が植樹支援を行い、約5,000名のボランティアのみなさまと当社社員23名が、約50,000本の植樹を行いました。「千年希望の丘」は震災で発生した瓦礫と津波堆積土を活用して造った丘に、この土地本来の木を植えた森の防潮堤です。津波の力を弱め、災害発生時には避難場所になり、平時には、防災教育や被災の教訓を後世に伝えていく役割を担います。

仕事と家庭生活の両立に向けた取り組みといたしましては、当社社員の子育て支援や女性が活躍し続けられる組織づくりを推進しております。当期は、職場環境の整備などにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けるとともに、大阪市より「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」の認証を受けました。

また、投資家のみなさまへのより公平かつタイムリーな情報開示の実現に向け、ホームページの充実に取り組みしましたところ、日興アイ・アール社が主催する「2015年度全上場企業ホームページ充実度ランキング調査」において、「最優秀サイト（総合ランキング）」に選定されました。

[2] 設備投資等の状況

当期の設備投資は、総額1,162百万円であり、完成および継続中の主要設備は次のとおりであります。

①当期中に完成した主要設備

当社 バッテリー安全認証センター（180百万円）
ESPEC NORTH AMERICA,INC. 建屋の拡張（258百万円）

②当期継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

[3] 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

[4] 対処すべき課題

第62期（平成26年度）から第65期（平成29年度）までのエスバック中期経営計画「プログレッシブ プラン2017」として、第65期（平成29年度）に連結収益目標、売上高400億円以上、営業利益40億円以上、営業利益率10%以上を目指しております。また、株主還元の強化の取り組みとして、第65期（平成29年度）までに配当性向40%を目指しております。

エスバック中期経営計画「プログレッシブ プラン2017」の成長のための3つの方向性は以下のとおりであります。

①グループ連携の強化による成長する国・地域での売上拡大

開発・製造拠点のシフトが進むASEAN諸国において、サービス拠点や受託試験所を新設し、顧客対応力を強化するとともに販売拠点の充実により売上拡大を図ってまいります。中国市場では、生産子会社「愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司」の生産能力の増強と販売拡大に取り組んでまいります。また、トルコ、インドなど新興国での販売拡大を図ってまいります。

②成長・戦略市場をターゲットとした事業領域の拡大

車載用二次電池を中心とするエナジーデバイス市場において、製品ラインナップと受託試験サービスを拡充してまいります。ライフ市場では、医薬品向け製品・サービスの充実を図るとともに、食

品・化粧品分野への展開や医療機器の試験分野への取り組みを進めてまいります。また、航空機分野など新しい領域の開拓にも努めてまいります。

③国内環境試験事業の勝ち残り

ネットワークサービスなど当社独自のサービスや標準製品のモデルチェンジ・機種拡大により競争力を強化してまいります。また、先端技術開発のニーズによりスピーディに対応するため、カスタム製品のモジュール標準化を推進するとともに他社との協業に取り組み、対応範囲をさらに拡大してまいります。

なお、第64期（平成28年度）の連結収益目標と主な重点戦略は以下のとおりであります。

<連結収益目標>

売上高：390億円 営業利益：36億円 （営業利益率9.2%）

<主な重点戦略>

①エス佩ックグループでの連携シナジーによる海外市場での売上拡大

中国市場では、グループ会社の販売・生産体制の再構築により、多様化するニーズに迅速かつ柔軟に対応する体制を整え、販売拡大に注力してまいります。また、生産子会社「愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司」では、生産機種の拡大に取り組んでまいります。ASEAN市場では、タイに新設した「ASEANテクニカルサポートセンター」により、日系企業の技術サポートを強化してまいります。

②成長・戦略市場をターゲットとした事業領域の拡大

自動車市場では、二次電池や燃料電池の分野に注力するとともに、自動車の電動化や自動運転機能などの開発分野においてカスタム製品の販売を強化してまいります。また、受託試験・認証サービスの拡大を目指してまいります。航空機分野では、カスタム製品の販売拡大に取り組んでまいります。ライフ市場では、医薬品の安定性試験器の販売拡大や医療機器など新しい領域の開拓に注力してまいります。

③競合戦略による国内環境試験市場での売上拡大

業界初となる「製品5年保証」など当社独自のサービスにより、競争力を強化してまいります。また、アフターサービス・エンジニアリング商品の拡充や新しい受託試験メニューの開発に取り組み、差別化を図ってまいります。さらに、カスタム製品のモジュール標準化を進め、カスタム対応力の強化に注力してまいります。

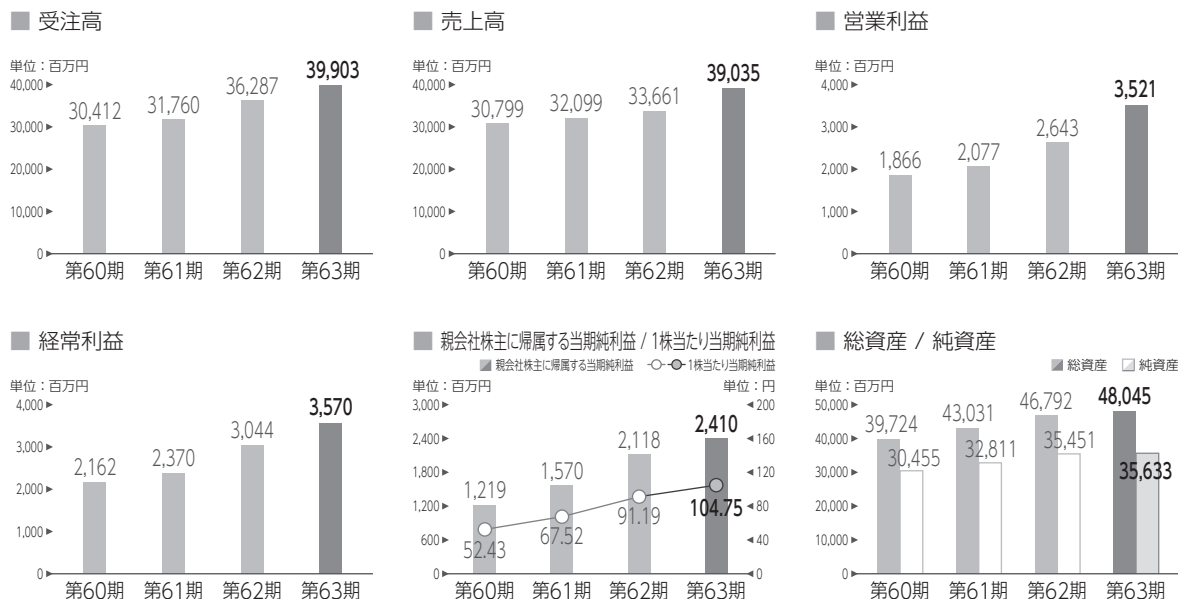
[5] 財産および損益の状況の推移

区 分	第60期 平成24年4月 1日から 平成25年3月31日まで	第61期 平成25年4月 1日から 平成26年3月31日まで	第62期 平成26年4月 1日から 平成27年3月31日まで	第63期（当期） 平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで
受 注 高（百万円）	30,412	31,760	36,287	39,903
売 上 高（百万円）	30,799	32,099	33,661	39,035
営 業 利 益（百万円）	1,866	2,077	2,643	3,521
経 常 利 益（百万円）	2,162	2,370	3,044	3,570
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,219	1,570	2,118	2,410
1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円）	52.43	67.52	91.19	104.75
総 資 産（百万円）	39,724	43,031	46,792	48,045
純 資 産（百万円）	30,455	32,811	35,451	35,633

（注） 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第63期（当期）の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる自己株式数には、野村信託銀行株式会社（エスベック従業員持株会専用信託口）が所有する当社株式数を含めております。

3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。



[6] 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
エスペックテストシステム株式会社	千円 170,000	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
エスペック九州株式会社	千円 20,000	% 100.0	環境試験器等の販売
エスペックミック株式会社	千円 79,000	% 100.0	森づくり、水辺づくり、都市緑化、 環境測定・分析、植物工場
ESPEC NORTH AMERICA, INC.	千米ドル 8,510	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
上海愛斯佩克環境設備有限公司	千人民元 26,985	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司	千人民元 8,277	% 100.0(100.0)	環境試験器等の販売
愛斯佩克測試科技（上海）有限公司	千人民元 5,387	% 100.0(100.0)	環境試験の受託サービス
愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司	千人民元 37,000	% 100.0(100.0)	環境試験器等の製造・販売
ESPEC (CHINA) LIMITED	千香港ドル 47,425	% 100.0	環境試験器等の販売
ESPEC KOREA CORP.	千ウォン 3,700,000	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
QUALMARK CORPORATION	千米ドル 12,422	% 100.0	環境試験器等の製造・販売

(注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当連結会計年度より、愛斯佩克測試科技（上海）有限公司は、非連結子会社から連結子会社に変更いたしました。

3. 当社は、平成27年7月14日付で上海愛斯佩克環境設備有限公司の全持分を取得し、同社を完全子会社といたしました。

4. ESPEC (CHINA) LIMITEDは、平成28年4月21日付でその子会社である愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司に対し、10,000千人民元の増資を行い、資本金を47,000千人民元といたしました。

5. 当社は、平成27年12月28日付でQUALMARK CORPORATIONの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

[7] 主要な事業内容

事業		主要製品等
装置事業	環境試験器	恒温恒湿器、恒温恒湿室、冷熱衝撃装置、小型環境試験器、複合試験装置、クリーンオープン、HALT & HASS試験機
	エナジーデバイス装置	充放電評価システム、電極乾燥装置、燃料電池評価装置
	半導体関連装置	バーンイン装置、半導体評価装置、計測システム
サービス事業	アフターサービス・エンジニアリング	メンテナンス、機器周辺工事
	受託試験・レンタル	受託試験、機器レンタル、リセール、校正
その他事業	環境エンジニアリング	森づくり、水辺づくり、都市緑化、環境測定・分析
	新規事業	植物工場

[8] 主要な営業所および工場

① 当 社

本 社	大阪市北区天神橋3丁目5番6号
営 業 拠 点	首都圏オフィス（東京都港区）、神奈川オフィス（川崎市中原区）、 大阪オフィス（大阪府寝屋川市）、 仙台営業所（仙台市泉区）、高崎営業所（群馬県高崎市）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、 広島営業所（広島市安佐南区）、福岡営業所（福岡市博多区）
工場その他事業所	福知山工場（京都府福知山市）、宇都宮テクノコンプレックス（栃木県宇都宮市）、 神戸R&Dセンター（神戸市北区）

- (注) 1. 熊谷営業所は平成28年2月15日に廃止いたしました。
2. 高崎営業所を平成28年2月15日に開設いたしました。

② 重要な子会社

国 内	エスベックテストシステム株式会社（神戸市東灘区）、 エスベック九州株式会社（北九州市小倉北区）、エスベックミック株式会社（愛知県丹羽郡）
海 外	ESPEC NORTH AMERICA, INC.（米国）、上海愛斯佩克環境設備有限公司（中国）、 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司（中国）、愛斯佩克測試科技（上海）有限公司（中国）、 愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司（中国）、ESPEC (CHINA) LIMITED（香港）、 ESPEC KOREA CORP.（韓国）、QUALMARK CORPORATION（米国）

[9] 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減
装 置 事 業	1,088名	50名
サ ー ビ ス 事 業	225名	19名
そ の 他 事 業	29名	2名
報 告 セ グ メ ン ト 計	1,342名	71名
全 社 (共 通)	67名	一名
合 計	1,409名	71名

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	724名	△ 5名	44才1カ月	20年0カ月
女 性	91名	5名	38才5カ月	13年4カ月
合 計 ま た は 平 均	815名	一名	43才5カ月	19年4カ月

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者17名、嘱託および準社員73名を含めておりません。

[10] 主要な借入先

重要な借入はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- [1] 発行可能株式総数 80,000,000株
 [2] 発行済株式の総数 22,858,880株（自己株式922,514株を除く）
 [3] 株主数 5,392名
 [4] 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エ ス ペ ッ ク 取 引 先 持 株 会	千株 1,981	% 8.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,860	8.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	926	4.05
エ ス ペ ッ ク 従 業 員 持 株 会	857	3.75
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	790	3.45
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S （常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	543	2.37
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	513	2.24
株 式 会 社 立 花 エ レ テ ッ ク	419	1.83
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	393	1.72
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	370	1.61

(注) 1.持株比率は、自己株式（922,514株）を控除して計算しております。

2.金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、下記のとおり報告を受けておりますが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができていないものについては、上記の大株主には含めておりません。

提 出 者	持 株 数	持株等保有割合	報告義務発生日
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	千株 441	% 1.86	平成27年9月30日
日 興 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	1,627	6.84	
合 計	2,069	8.70	

[5] その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年2月12日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」の導入を決議いたしました。

なお、当事業年度末日に信託口が所有する当該株式数は、83,000株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

[1] 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

[2] 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

[1] 取締役および監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 雅 昭		上海愛ス佩克環境設備有限公司 董事長 愛ス佩克環境儀器（上海）有限公司 董事長 愛ス佩克試験儀器（広東）有限公司 董事長 ESPEC (CHINA) LIMITED 取締役
常 務 取 締 役	島 田 種 雄	営業・CS担当 国際事業本部長	愛ス佩克測試科技（上海）有限公司 董事長 ESPEC KOREA CORP. 代表理事 ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN.BHD. 取締役社長 ESPEC ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役
常 務 取 締 役	石 井 邦 和	技術・機器本部担当	ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役 QUALMARK CORPORATION 取締役 Real Chambers Corporation 取締役
取 締 役	桶 谷 馨	開発・環境管理担当 開発本部長 神戸R&Dセンター長	
取 締 役	村 上 精 一	生産担当 生産本部長 モノづくり改革本部長 福知山工場長	
取 締 役	大 島 敬 二	管理担当 管理本部長 輸出管理本部長	
取 締 役	志 関 誠 男		
常 勤 監 査 役	村 上 充		
常 勤 監 査 役	小 田 隆 昭		
監 査 役	山 本 哲 男		弁護士 山本法律事務所 所長
監 査 役	堤 昌 彦		公認会計士 堤公認会計士事務所 所長 東洋シャッター株式会社 社外監査役

- (注) 1.取締役 志関 誠男氏は、社外取締役であります。
- 2.監査役 山本 哲男氏および堤 昌彦氏は、社外監査役であります。
- 3.取締役 志関 誠男氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 4.監査役 堤 昌彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.当期中の取締役の異動
- ・平成27年7月1日付で石田 雅昭氏は愛ス佩克環境機器（上海）有限公司の董事長に就任いたしました。
 - ・平成27年12月29日付で石井 邦和氏はQUALMARK CORPORATION および Real Chambers Corporationの取締役に就任いたしました。
- 6.決算期後における取締役等の異動
- 平成27年12月7日開催の取締役会において執行役員制の導入および執行役員の選任が決議され、平成28年4月1日付をもって次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	石 田 雅 昭	
常 務 取 締 役 上 席 執 行 役 員	島 田 種 雄	営業・環境テスト機器本部・AS本部・国際事業本部・CS本部担当
常 務 取 締 役 上 席 執 行 役 員	石 井 邦 和	技術・カスタム機器本部・テストコンサルティング本部・事業開発本部・開発本部担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	桶 谷 馨	環境管理・ネットワーク事業担当、神戸R&Dセンター長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	村 上 精 一	生産担当、生産本部長 兼 福知山工場長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	大 島 敬 二	管理担当、コーポレート統括本部長 兼 輸出管理本部長
執 行 役 員	浜 野 寿 之	テストコンサルティング本部長 兼 宇都宮テクノコンプレックス事業所長
執 行 役 員	末 久 和 広	カスタム機器本部長
執 行 役 員	淵 田 健 二	環境テスト機器本部長

[2] 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	156百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (3名)	202百万円 (18百万円)

- (注) 1.平成20年6月24日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内および監査役の報酬限度額を年額8千万円以内と決議いただいております。
- 2.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[3] 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社 外 監 査 役	山 本 哲 男	山本法律事務所 所長	特別な関係はありません
	堤 昌 彦	堤公認会計士事務所 所長 東洋シャッター株式会社 社外監査役	特別な関係はありません

② 社外役員の主な活動状況等

区 分	氏 名	主な活動状況等
社 外 取 締 役	志 関 誠 男	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	山 本 哲 男	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
	堤 昌 彦	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

[2] 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等

29,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,000千円

- (注) 1. 監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査の実施状況、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間および監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

[3] 非監査業務の内容

該当事項はありません。

[4] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性および専門性などを確認し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

[1] 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム整備の基本方針の概要については次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- I. 当社の基本理念・経営理念・運営理念などを明文化した「THE ESPEC MIND」に基づき、「エスペック行動憲章・行動規範」を制定し、取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守するための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括し、取締役および使用人への教育・啓蒙を行う。
- II. 反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求に対しても応じない。
- III. 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- IV. 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告し適切な処置を実施する。
- V. 監査役は経営の意思決定や業務執行について、その手続きや執行状況などが法令・定款に違反していないことを確認し、社長直轄である内部監査部門は各業務執行部門のコンプライアンス状況を監査し、その結果を適宜、社長、取締役会および監査役会に報告する。
- VI. 法令上疑義のある行為等を発見した取締役および使用人が通報し早期に是正する体制として、相談通報窓口を社内外に設置・運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規定・その他社内規定に基づき文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、適切に保存・管理する。保存期間については別途定める。取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- I. 全社的なリスクの識別・評価については、所管部門や検討部会にて実施し、その結果をリスク管理委員会にて審議し承認する。リスクへの対応については、関連諸規定・付議基準に基づき取締役会や関連会議体にて個別リスクを評価のうえ対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を行わせる。
- II. 危機管理の対象となる事象が発生した場合には、危機管理規定に基づき適切・迅速に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I. 取締役会については、取締役会規定に従って運営し、定期的に（1ヵ月に1回）開催する。
- II. 招集通知には議題を記載するとともに事前説明や資料の事前配布を行うなど取締役会の効率的運営は、取締役会事務局である総務部門が行う。

Ⅲ. 重要な会議体などにおける審議事項・決議事項などの重要事項については、取締役会および各取締役へ文書、電子メール等を用いて遅滞なく伝達する。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- Ⅰ. 当社は「エスバック行動憲章・行動規範」や社内規定等の当社および子会社への徹底を図るとともに、内部統制に関する担当部署を設置し、当社および子会社における内部統制の構築を目指す。また、関係会社管理担当部門を定め、当社および子会社間の内部統制に関する協議・情報の共有化・指示・要請の伝達等が適切に行われる体制を構築する。
- Ⅱ. 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を被監査部門およびその責任者に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導・助言を行う。
- Ⅲ. 当社は、当社が定める関係会社管理規定に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- Ⅳ. 当社は、関係会社管理担当部門を定め、子会社におけるリスク情報の伝達・共有とその対応を適切に行う。
- Ⅴ. 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、経営の効率的な運営に資するため、連結ベースの中期経営計画、事業計画および経営指標等を策定し、共有する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- Ⅰ. 監査役が、監査役会の運営や監査業務など、必要に応じて職務の補助を行う使用人を配置する場合、適任者を監査役と協議のうえ任命する。任命された使用人は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けない。
- Ⅱ. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および使用人に周知する。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- Ⅰ. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項や法定の事項に加え、業務執行の状況や内部監査の結果を当社の監査役へ適宜報告し、会社に著しい損害が生じるおそれのある事項を発見した場合や他の取締役および使用人が法令・定款の違反行為をし、またはこれら行為をするおそれがある場合は速やかに報告する。
- Ⅱ. 前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対してこれらの報告を求めることができ、取締役会に出席するほか、必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- Ⅲ. 相談通報窓口（3カ所）のうち1カ所を常勤監査役が担当し、取締役および使用人より広く報告を受け得る体制とする。
- Ⅳ. 当社は、監査役への報告を行った当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われるための体制

- I. 監査役監査基準により監査を行うとともに、会計監査については監査法人と定期的に意見交換を行い、業務監査については内部監査部門と連携して行う。
- II. 監査役と代表取締役社長との会合を定期的にもち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- III. 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定の予算を設ける。

[2] 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、取締役会に報告しております。また、運用状況を調査するなかで問題点が判明した場合は、是正措置を行うこととしております。

当期における主な取り組みといたしましては、重要人事を取締役会で決議するにあたり、事前にその内容について審議を行うための機関として人事諮問委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めました。また、当社の全使用人に対し「エスベック行動憲章・行動規範」およびインサイダー取引防止に関する教育を行い、コンプライアンスのさらなる浸透に努めるとともに、不測の事態に備え、安否確認訓練を実施いたしました。

[3] 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主および投資家のみなさまによる自由な取引に委ねられているため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主のみなさまのご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付に応じるか否かの判断も、最終的には株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時

間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主のみなさまの共同の利益に資さない大量買付を行う者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相応な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

I. 企業価値の源泉

当社は「環境創造技術をかなめに展開するサービス」による「より確かな生環境の提供」をミッションとし、自らの手で次代を切り開く「プロGRESS（進取的）」な精神のもと、いち早く環境試験の必要性を認識し、昭和36年に国内初となる環境試験器を開発するなど積極的に事業を展開してまいりました。環境試験器は、お客さまのさまざまな製品・部品がどのような環境下においても正常に機能するかという観点から、事前にその信頼性・品質の評価を行う装置であります。そのため、当社はこの環境試験器が、技術の進歩・産業の発展に貢献し、私たちの暮らしを支えるさまざまな製品・部品の信頼と安心・安全を確保するものであるとともに、当社の企業成長そのものが、株主、国内外のお客さま、お取引先、当社使用人その他のステークホルダーのみなさまにさらなる価値を提供し、みなさまからの一層の信頼を得ることにつながるものと確信しております。このように、当社からみなさまに価値を提供し、他方でみなさまからの一層の信頼を得るということは、当社の経営理念であります「価値交換性の高い企業」を実現するものであるとともに、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上にも資するものでもあると考えております。

当社の企業価値の源泉は、独自の企業文化と当社成長を支える優秀な社員、国内外のお客さま・お取引先と構築した信頼関係をベースとして長年培ってきた高い技術・ノウハウや、世界に広がる生産・販売・サービスネットワーク、国際レベルの品質保証体制であり、それらにより「エスペック」ブランドは全世界のお客さまから高い信頼を得て、確固たる地位を確立しております。

また、当社のコアコンピタンスである「環境創造技術」をベースに、エナジーデバイス装置や植物工場などの新たな市場に事業を展開し、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に向けて、積極的に企業活動を推進しております。

II. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて、中期経営計画を作成し、中期的な事業の方向性を明らかにするとともに、年度単位の経営計画と事業施策に展開することで、より具体的な計画の推進と進捗管理を行っています。

また、当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の基本であると考えております。配当金は、継続性と配当性向を勘案して決定し、内部留保金につきましては、将来の利益の源泉となる新製品開発や事業戦略への投資に活用することを基本方針としております。

Ⅲ. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考えのもと、株主のみならず、企業活動を進めるうえで関わり合うお客さま、お取引先、当社使用人その他のステークホルダーのみならずとの間で、お互いにとってより良い関係を築き、みなさまに対してより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い企業」を目指しております。

この基本的な考えを踏まえて事業活動を行うにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠であることから、コンプライアンスの確保と、より透明性・効率性の高い経営体制の確立を目指しております。

当社は、社外取締役を平成17年6月から導入しており、現在も取締役7名のうち、1名が社外取締役であります。社外取締役は平成28年3月期に13回開催された取締役会のすべてに出席し、活発な意見交換を行い適正な業務執行が行われるよう監視・監督を行っています。また、取締役の任期は1年とし、経営責任の明確化を図るとともに、業績連動型の報酬制度をとっております。監査役は、4名のうち2名が社外監査役であり、社外監査役のうち1名は平成28年3月期に13回開催された取締役会のすべてに、もう1名は12回に出席し、業務運営の客観性と適正性および透明性の確保に努めております。

平成28年6月以降は第63回定時株主総会において、取締役選任の議案をご承認いただくことを前提として、取締役は社外取締役2名を含む5名、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名で構成する予定であり、さらなる業務運営の客観性と適正性および透明性の確保に努めてまいります。また、意思決定および業務執行が、法令・定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運営状況のチェックと自浄機能が作用される社内システムの維持・構築を、内部統制に関する基本理念としております。

今後も当社は、独自の企業文化と長年培ってきた高い技術とノウハウ、ならびに株主のみならず、国内外のお客さま、お取引先、当社使用人および地域社会等のステークホルダーのみならずとの間に構築された良好な信頼関係の維持・促進に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組むことで、企業価値ひいては株主のみならずの共同の利益の確保・向上に努めてまいります。また、これらの取り組みは、上記①記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当初平成20年6月24日開催の当社第55回定時株主総会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入しておりました、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」について、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、従前の買収防衛策の一部語句を修正（以下継続後の対応策を「本プラン」という）し、継続することについて、株主のみならずに直近、平成26年6月25日開催の当社第61回定時株主総会においてご承認をいただいております。

本プランは、当社株式の特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下係る買付行為を「大量買付行為」といい、係る大量買付行為を行う者を「大量買付者」という）に応じるか否かを株主のみなさまに適切にご判断いただくための必要十分な情報および時間を確保するために、大量買付者から意向表明書が当社取締役会または代表取締役に対して提出された場合には、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉または株主のみなさまへの代替案の提案等を行い、公表することとしています。したがって、大量買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置をとりません。他方、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要性・相当性の範囲内において会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗することがあります。

以上は当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の概要ですが、詳細の内容につきましては、以下の当社ホームページをご参照ください。

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について（平成26年5月14日）

(http://www.espec.co.jp/news/2014/0514_2.pdf)

- ④ 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保するための取り組みであり、まさに基本方針に沿うものであります。

また当社は、a.買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、b.株主のみなさまの意思の重視と情報開示を速やかに行っていること、c.独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであるもの、d.デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等を踏まえ、本プランは、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことと考えております。

[4] 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めをおりませんで、該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	33,640
現金 及び 預 金	8,299
受取手形及び売掛金	15,968
電 子 記 録 債 権	989
有 価 証 券	1,901
商 品 及 び 製 品	896
仕 掛 品	1,792
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,656
繰 延 税 金 資 産	412
そ の 他	1,771
貸 倒 引 当 金	△49
固 定 資 産	14,405
有 形 固 定 資 産	10,081
建 物 及 び 構 築 物	3,689
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	856
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,005
土 地	4,462
リ ー ス 資 産	9
建 設 仮 勘 定	58
無 形 固 定 資 産	1,126
の れ ん	706
そ の 他	419
投資その他の資産	3,197
投 資 有 価 証 券	2,408
繰 延 税 金 資 産	284
そ の 他	544
貸 倒 引 当 金	△40
資 産 合 計	48,045

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	10,783
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,540
電 子 記 録 債 務	3,208
未 払 法 人 税 等	581
賞 与 引 当 金	417
役 員 賞 与 引 当 金	9
製 品 保 証 引 当 金	309
受 注 損 失 引 当 金	41
そ の 他	2,674
固 定 負 債	1,628
長 期 借 入 金	86
繰 延 税 金 負 債	304
退 職 給 付 に 係 る 負 債	55
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12
資 産 除 去 債 務	52
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	535
そ の 他	580
負 債 合 計	12,411
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	35,161
資 本 金	6,895
資 本 剰 余 金	6,914
利 益 剰 余 金	22,441
自 己 株 式	△1,090
その他の包括利益累計額	472
その他有価証券評価差額金	823
土 地 再 評 価 差 額 金	△659
為 替 換 算 調 整 勘 定	532
退職給付に係る調整累計額	△224
純 資 産 合 計	35,633
負 債 純 資 産 合 計	48,045

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上		39,035
売	上		25,461
売	上		13,573
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			10,051
営 業 利 益			3,521
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	28		
受 取 配 当 金	141		
そ の 他	90		260
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1		
有 価 証 券 売 却 損	6		
為 替 差 損	181		
支 払 手 数 料	11		
そ の 他	11		211
経 常 利 益			3,570
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	0		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32		32
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	5		
減 損 損 失	2		
固 定 資 産 売 却 損	1		9
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			3,593
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,149		
法 人 税 等 調 整 額	15		1,164
当 期 純 利 益			2,429
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			18
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,410

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,895	7,172	20,554	△550	34,072
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△651		△651
親会社株主に帰属する当期純利益			2,410		2,410
自己株式の取得				△630	△630
自己株式の処分				90	90
連結範囲の変動			129		129
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△258			△258
そ の 他			△1		△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△258	1,887	△540	1,088
当 期 末 残 高	6,895	6,914	22,441	△1,090	35,161

	その他の包括利益累計額					非支配株主分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,199	△686	578	△5	1,085	293	35,451
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△651
親会社株主に帰属する当期純利益							2,410
自己株式の取得							△630
自己株式の処分							90
連結範囲の変動							129
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△258
そ の 他							△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△376	27	△45	△218	△613	△293	△906
当期変動額合計	△376	27	△45	△218	△613	△293	182
当 期 末 残 高	823	△659	532	△224	472	－	35,633

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	25,734
現金及び預金	5,486
受取手形	4,499
電子記録債権	910
売掛金	8,243
有価証券	1,901
商品及び製品	126
仕掛品	1,123
原材料及び貯蔵品	752
前払費用	117
繰延税金資産	280
その他の資産	2,294
貸倒引当金	△4
固 定 資 産	16,551
有形固定資産	7,602
建物	2,391
構築物	76
機械及び装置	111
車両運搬具	6
工具、器具及び備品	849
土地	4,134
リース資産	5
建設仮勘定	27
無形固定資産	245
ソフトウェア	177
その他の資産	67
投資その他の資産	8,703
投資有価証券	2,302
関係会社株式	4,349
出資金	0
関係会社出資金	909
関係会社長期貸付金	525
長期前払費用	40
前払年金費用	322
その他の資産	290
貸倒引当金	△39
資 産 合 計	42,285

(単位：百万円)

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	7,934
支払手形	643
電子記録債務	3,150
買掛金	1,493
リース債務	5
未払金	617
未払費用	387
未払法人税等	505
前受金	75
預り金	273
賞与引当金	390
製品保証引当金	247
受注損失引当金	41
その他の負債	103
固 定 負 債	1,461
長期借入金	86
資産除去債務	52
繰延税金負債	209
再評価に係る繰延税金負債	535
その他の負債	576
負 債 合 計	9,395
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	32,726
資 本 金	6,895
資 本 剰 余 金	7,172
資本準備金	7,136
その他の資本剰余金	36
利 益 剰 余 金	19,747
利益準備金	469
その他の利益剰余金	19,278
別途積立金	11,280
繰越利益剰余金	7,998
自 己 株 式	△1,090
評価・換算差額等	163
その他有価証券評価差額金	823
土地再評価差額金	△659
純 資 産 合 計	32,889
負 債 純 資 産 合 計	42,285

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,512
売 上 原 価		18,792
売 上 総 利 益		9,719
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,928
営 業 利 益		2,791
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
有 価 証 券 利 息	2	
受 取 配 当 金	243	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	75	
そ の 他	64	411
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	9	
有 価 証 券 売 却 損	6	
為 替 差 損	111	
そ の 他	7	134
経 常 利 益		3,067
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32	32
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
減 損 損 失	2	4
税 引 前 当 期 純 利 益		3,095
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	905	
法 人 税 等 調 整 額	6	911
当 期 純 利 益		2,184

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	6,895	7,136	36	7,172	469	11,280	6,464	18,213	△550	31,732
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△651	△651		△651
当 期 純 利 益							2,184	2,184		2,184
自己株式の取得									△630	△630
自己株式の処分									90	90
そ の 他							1	1		1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	1,534	1,534	△540	994
当 期 末 残 高	6,895	7,136	36	7,172	469	11,280	7,998	19,747	△1,090	32,726

	評価・換算差額等			純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	1,199	△686	512	32,245
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△651
当 期 純 利 益				2,184
自己株式の取得				△630
自己株式の処分				90
そ の 他				1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△376	27	△349	△349
当 期 変 動 額 合 計	△376	27	△349	644
当 期 末 残 高	823	△659	163	32,889

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

騰本 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

エスパック株式会社
取締役会 御中

平成28年5月10日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石黒 訓 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南方 得男 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスパック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスパック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

エスパック株式会社
取締役会 御中

平成28年5月10日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 訓 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 南 方 得 男 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスパック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組み、ならびに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告およびその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

エスベック株式会社 監査役会

常勤監査役 村 上 充 ㊟

常勤監査役 小 田 隆 昭 ㊟

社外監査役 山 本 哲 男 ㊟

社外監査役 堤 昌 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号 議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性向を勘案して配当を決定することを基本方針としております。

期末の配当金につきましては、上記基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の割当て
に関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 23 円 総額 525,754,240 円
なお、中間配当金として 9 円をお支払いしておりますので、
当期の年間配当金は 1 株につき 32 円となります。

2 剰余金の配当が効力を生じる日

平成 28 年 6 月 27 日

第2号議案

取締役5名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るべく、社外取締役を1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
1	い し だ ま さ あ き 石 田 雅 昭 (昭 和 2 9 年 1 1 月 2 6 日 生) [所有する当社株式の数] 71,159株	昭和52年 4月 当社入社 平成20年 6月 取締役 平成21年 6月 常務取締役 平成23年 4月 代表取締役社長（現在） 上海愛斯佩克環境設備有限公司 董事長 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司 董事長 愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司 董事長 ESPEC（CHINA）LIMITED 取締役 [取締役候補者とした理由] 候補者は主に、研究開発、品質保証および海外事業分野等で当社事業の発展に尽力いたしました。平成23年からは代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの成長戦略を牽引しております。また、取締役会では議長として適切な議事運営を行うとともに、その豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。これらのことから、引き続き取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
2	しまだ たねお 島田 種雄 (昭和32年10月15日生) [所有する当社株式の数] 34,346株	昭和56年 4月 当社入社 平成21年 6月 取締役 平成24年 4月 営業・CS本部担当（現在） 平成24年 6月 常務取締役（現在） 平成28年 4月 上席執行役員（現在） 環境テスト機器本部・AS本部・国際事業本部担当（現在） 愛斯佩克測試科技（上海）有限公司 董事長 ESPEC KOREA CORP. 代表理事 ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN.BHD. 取締役社長 ESPEC ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役 [取締役候補者とした理由] 候補者は主に、営業、アフターサービスおよび海外事業分野等で当社事業の発展に尽力し、現在は当社グループのマーケティング統括として、成長戦略を推進しております。また、取締役会では、その豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。これらのことから、引き続き取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。
3	いし い くにかず 石井 邦和 (昭和33年 5月27日生) [所有する当社株式の数] 25,509株	昭和56年 4月 当社入社 平成21年 6月 取締役 平成24年 4月 技術担当（現在） 平成24年 6月 常務取締役（現在） 平成28年 4月 上席執行役員（現在） ガス機器本部・テストコンサルティング本部・事業開発本部・開発本部担当（現在） ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役 QUALMARK CORPORATION 取締役 Real Chambers Corporation 取締役 [取締役候補者とした理由] 候補者は主に、技術およびテストコンサルティング事業分野等で当社事業の発展に尽力し、現在は当社グループの技術統括として、成長戦略を推進しております。また、取締役会では、その豊富な経験と実績に基づき、重要事項の決定および業務執行の監督を行っております。これらのことから、引き続き取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
4	し せ き の ぶ お 志 関 誠 男 (昭 和 19 年 9 月 10 日 生) 社外取締役候補者 独立役員候補者 [所有する当社株式の数] 5,415株	昭和44年 4月 藤倉電線株式会社 入社（現・株式会社フジクラ） 平成 8年 4月 成蹊大学 理工学部 非常勤講師 平成14年 7月 フジモールド株式会社 社長 平成17年 2月 株式会社フジクラコンポーネンツ 常務取締役 平成23年 6月 当社取締役（現在） [社外取締役候補者とした理由] 候補者は、会社経営等を通じて培った豊富な経験と見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されます。また、取締役会では、独立かつ客観的な立場から経営の助言および業務執行の監督を行っております。これらのことから、引き続き社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。
5	新 任 な が の ひ ろ ゆ き 長 野 寛 之 (昭 和 30 年 10 月 20 日 生) 社外取締役候補者 独立役員候補者 [所有する当社株式の数] 0株	昭和53年 4月 松下電器産業株式会社 入社（現・パナソニック株式会社） 平成21年 4月 パナソニックプラズマディスプレイ株式会社 代表取締役社長 平成24年 4月 大阪大学大学院 工学研究科ビジネスエンジニアリング専攻 特任教授 平成25年 4月 兵庫県立大学 産学連携・研究推進機構 教授（現在） [社外取締役候補者とした理由] 候補者は、会社経営や産学連携の研究等を通じて培った豊富な経験と見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断し、候補者いたしました。

-
- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.志関 誠男氏は、当社の社外取締役役に就任してからの年数は5年であります。
- 3.当社は、志関 誠男氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員に指定しており、本議案が承認可決され同氏が社外取締役役に就任した場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。また、本議案が承認可決され長野 寛之氏が社外取締役役に就任した場合、同氏を独立役員に指定する予定であります。
- 4.当社は、志関 誠男氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決され同氏が社外取締役役に就任した場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、本議案が承認可決され長野 寛之氏が社外取締役役に就任した場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・当該社外取締役役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

(ご参考) 当社における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

- (1) 当社グループの業務執行者に該当しないこと
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者に該当しないこと
- (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者に該当しないこと
- (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人および組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）に該当しないこと
- (5) 最近において上記（1）から（4）までに該当していた者に該当しないこと
- (6) 上記（1）から（5）までに該当する者の近親者に該当しないこと
- (7) 当社グループの重要な業務執行者の近親者に該当しないこと
- (8) 最近において上記（7）に該当していた者の近親者に該当しないこと

MEMO

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主のみなさまの大切な権利です。

是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の方法があります。

株主総会にご出席いただける場合



会場受付にご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

日時 平成28年6月24日（金曜日）
午前10時

場所 帝国ホテル 大阪
5階 八重の間

株主総会にご出席いただけない場合「郵送」または「インターネット」で事前に議決権を行使いただけます。



郵 送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

期 日 平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに到着

インターネット



パソコンまたはスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使専用サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って議決権に対する賛否を入力してください。

議決権行使専用サイト ▶ <http://www.it-soukai.com>

期 日 平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに入力

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。株主さまのインターネット利用環境等によっては、ご利用にならない場合もあります。

インターネットによる議決権行使に
関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

受付時間：午前9時～午後9時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

定時株主総会 会場ご案内図

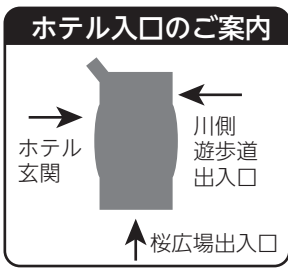
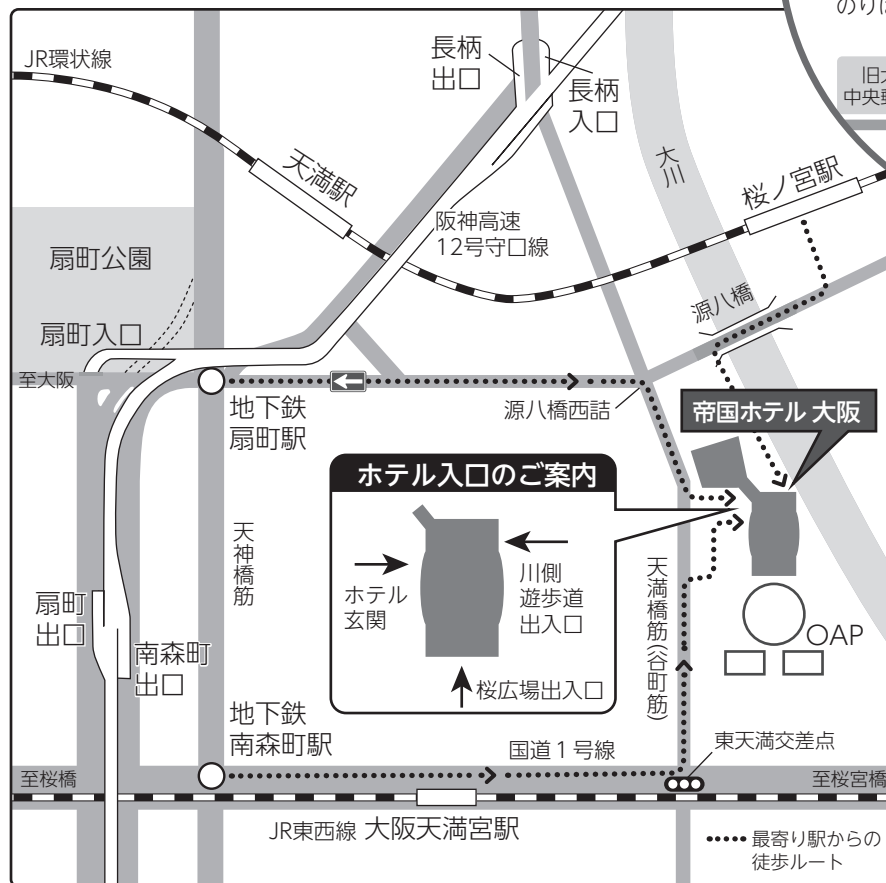
《 株主総会 会場 》

帝国ホテル 大阪 5階 八重の間
 大阪市北区天満橋1丁目8番50号

帝国ホテル 大阪

検索

<http://www.imperialhotel.co.jp/j/osaka/>



シャトルバスをご利用の場合

- JR大阪駅（桜橋口）西側高架下よりホテルまで運行
 午前8時05分から午後9時50分まで
 毎時 05分 20分 35分 50分



電車をご利用の場合

- JR環状線 桜ノ宮駅西出口より約5分
- JR東西線 大阪天満宮駅より約10分
- 地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅より約12分
- 地下鉄堺筋線 扇町駅より約10分

